

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律関係省令の一部改正案等に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省及び農林水産省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）～平成 27 年 5 月 30 日（土）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口を介したインターネットによる提出、郵送

(4) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

2. 意見募集の結果

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案 1 件

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案 2 件

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案 0 件

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案（告示） 10 件

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示案 2 件

3. いただいた御意見と御意見に対する考え方

別紙 から までのとおり

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の
判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とするのは賛成するが、効率の高い熱利用の位置付けは、「メタン化等」の中に含めて同等に扱うべき。</p>	1	<p>循環型社会形成推進基本法において、「再生利用」とは、「循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること」、また、「熱回収」とは、「循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用すること」と定義されています。また、同法の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則においては、再生利用がされないものであって熱回収することができるものについて、熱回収を実施することとしています。このことを踏まえて、食品リサイクル法に基づく判断基準省令においても、熱回収の優先順位は再生利用の次に位置付けているところです。</p>

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>都道府県別報告に基づく国・地方公共団体の連携による効果的な再生利用促進策を期待するが、実効が得られない場合は、効率的な報告に速やかに変更すべきと考える。</p>	<p>2</p>	<p>今回の改正により得られることとなる都道府県別のデータを有効に活用し、国と地方公共団体が連携して地域における食品廃棄物等の再生利用が促進されるよう、努めてまいりたいと考えております。</p>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく
再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
当該省令案に対する御意見は寄せられませんでした。	0	

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案(告示)

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向			
3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組方向			
ロ 再生利用及びハ 熱回収			
	再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とするのは賛成するが、効率の高い熱利用の位置付けは、「メタン化等」の中に入れて同等に扱うべき。	2	循環型社会形成推進基本法において、「再生利用」とは、「循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること」、また、「熱回収」とは、「循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用すること」と定義されています。また、同法の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則においては、再生利用がされないものであって熱回収することができるものについて、熱回収を実施することとしています。このことを踏まえて、基本方針(案)においても、熱回収の優先順位は再生利用の次に位置付けているところです。
	食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位のうち肥料化について、肥料化(食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。)となっているが、優先的処理をするために液肥利用をするおそれがあるため、液肥利用の定義を明確に示す必要があるのではないか。	1	この基本方針(案)においては、食品循環資源を原材料とするメタン化のうち、メタン発酵の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する取組を「肥料化」として扱うこととしており、御指摘の液肥利用を行う場合においても、一般的な「肥料化」の取組と同じく、基本方針(案)の一の3の口の(2)に定める方向を踏まえて頂く必要があるとともに、判断基準省令の第7条に定める「再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準」が適用されることとなり、当該基準に則した適正な取扱いが必要となります。
二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標			
	今回、食品小売業における再生利用率について新たに55%の達成目標が設定されているが、リサイクル施設にも限りもあることからコスト負担も大きくなっている。食品廃棄物の再生利用率の向上のためには、食品関連事業者の取り組み任せにするのではなく、国においてもリサイクルコストの削減に繋がるリサイクル施設の整備に向けた助成施策を講じていただくとともに、食品関連事業者への助成等の後押しを要望する。	1	環境省では、「循環型社会形成推進交付金」の交付を通じ、廃棄物の発生抑制、再使用又は再生利用に係る市町村の施設整備に対する支援を行っているほか、平成27年度に開始した「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業)」においては、リサイクルプロセス全体のエネルギー起源CO2の排出の抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るために民間事業者が省CO2型リサイクル高度化設備を導入する場合に当該設備経費の一部を支援することとしており、平成27年度の交付対象設備には食品再生利用施設併設型小型メタン発酵設備導入事業が含まれています。また、農林水産省では、食品流通の川下における再生利用を促進するため、分別の負担の削減が可能なメタン発酵消化液によるリサイクルループ構築に向けた取組に対する支援を行っているところです。これらの支援も活用しながら、引き続き食品リサイクル施設の整備の促進等を通じたリサイクルコストの削減を図ることとしています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項			
2 発生抑制の推進			
イ 発生抑制に関する目標			
	<p>1. 本来食品ロスを削減するには、バリューチェーン全体での削減が重要であり、製品に関しては、原料となる1次産品の収穫から流通段階、加工製造、使用消費の各段階を通じた削減が重要である。しかし本法では、原料を仕入れた後の加工製造以降が対象となっている。そこで、原料生産段階や流通段階における食品廃棄についても本法の外で対応すべきである。</p> <p>2. 製造段階における可食部のロス削減は製造事業者として第一に対応すべきことであるが、食品安全面等の理由で廃棄せざるを得ないこともあり、可食部の廃棄のみを取り上げて評価することの無い様配慮いただきたい。</p>	1	<p>1. 環境と資源の制約の下、農林漁業や食品産業の持続的発展を達成するためには、生産・流通・消費のフードチェーン全体における食品廃棄物等の削減と再生利用の取組が重要と考えており、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 食品産業にとって食品安全の確保は最優先に取り組むべき事項であり、食品ロスの削減に当たっても食品安全の確保は当然の前提とした上で取り組むべきものと考えています。</p>
ロ 官民を挙げた食品ロスの削減の促進			
	<p>官民をあげた食品ロス削減の取組については、商慣習見直しに向けた「納品期限緩和などフードチェーン全体で解決していくこと」等の取組みを継続することのみならず、今後の高齢者社会を想定した食品の保存性を向上させる「容器包装のイノベーション」を活性化させる政策にも力を入れていただくように期待する。</p>	1	<p>食品ロスの削減を図る上で食品の保存性の向上は重要な課題であると認識しており、基本方針(案)においては、容器包装の工夫を含めた鮮度保持等による食品ロス削減の取組を食品製造業者が中心となって、国、地方公共団体等の関係者と連携して実施するよう努める旨記載しています。</p>
3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進			
	<p>廃棄物処理法上の罰則の積極的適用や食品リサイクル法上の罰則強化の検討等組み入れるべき。</p>	1	<p>登録再生利用事業者による廃棄物の不適正処理事案については、一義的には廃棄物処理法に基づく対応措置が行われるものと考えます。また、食品リサイクル法においては、立入検査、登録の取消し等の規定が措置されているところであり、必要な場合には地方自治体と連携し、速やかに対応措置を講じてまいります。</p>

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進			
	<p>「市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。」ではなく、「位置付けること」が必要ではないかと考える。また、統括的市町村処理責任を全うするには処理計画に位置付け、確実に市町村が実態を把握することが重要ではないかと考える。</p>	1	<p>市町村の定める一般廃棄物処理計画において食品リサイクルがより積極的に位置付けられるよう、環境省では、「ごみ処理基本計画策定指針」(通知)を一部改正する予定としているところです。地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、同指針の改正を含めて、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含めた市町村の積極的な対応について、国としてもより一層積極的な周知・助言を行ってまいります。</p>
	<p>国として競争原理を補完するような環境整備を推進し、民間の再生利用料金が市町村の処理料金と遜色ない水準で行えるようにしていく必要があると考える。また、市町村における一般廃棄物の処理料金について、食品リサイクルの観点も踏まえた見直しが行われる際には、透明化を図り事業者が納得できる料金体系を構築するよう、国の指導についても要望する。</p>	1	<p>基本方針(案)においては、市町村における一般廃棄物の処理料金について、「環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい」こと、また「市町村は一般廃棄物の3Rを進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等をより一層促進するものとする」旨記載しています。国としては、機会を捉えて地方公共団体に対する説明を随時実施し、基本方針の記述に沿って、食品循環資源の再生利用の観点も踏まえた一般廃棄物の処理料金の設定やコストの透明化等の必要性について積極的に周知・助言を行ってまいります。</p>
全体に関して			
	<p>食品廃棄物の対応策として発生抑制を最優先とした技術開発が重要であり、食材の品種改良による可食部分の増加や、冷凍冷蔵・輸送技術の開発により廃棄する部分を減らすなどの鮮度保持に繋がる取り組みを国のプロジェクトとして行い、その成果を全ての関係者が共有出来るようにするなどの取り組みをお願いしたい。</p> <p>再生利用の促進については、こうした発生抑制を前提に生産から販売までの各段階において食品廃棄物の発生抑制・再生利用を効率的・効果的に実施するための食品流通全体を通じた新たな再生利用のシステムの構築をお願いしたい。</p>	1	<p>基本方針(案)においては、基本理念として、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で、再生利用等を行うことが必要である旨記載しています。また、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある旨もあわせて記載しています。</p>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示案

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>発生抑制の目標値(基準発生原単位)を設定され、清涼飲料製造業(茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)の削減値は 429kg/tと示されている。</p> <p>この製造量あたりというのは、飲料の製造量に対する削減量であるのか、残さの量に対する削減目標であるのかわかりにくい。</p> <p>製品液量に対する場合では4割近い量になるため、目標値が大変厳しいように感じる。もう少し具体的な説明をいただきたい。</p>	1	<p>御指摘の清涼飲料製造業に係る目標値(429kg/t)は、飲料製造量トン当たりに対し、年間の食品廃棄物等の発生量を429kg以下に抑制するという内容です。</p> <p>1 目標値については、目標値設定区分の業種ごとの平均値に標準偏差の2分の1を加味して、7割程度の事業者が取り組めるよう算定し、審議会(食品リサイクル合同会合)の議論を経て設定しているところです。</p>
<p>茶、コーヒー、果汁など残さが出る清涼飲料においては、製品を製造する上で必ず「残さ」が発生するものであり、発生抑制を求めることは残渣割合の高い高濃度の茶、コーヒー製品や果物の果汁などの製品開発を阻害することに繋がり、本来の趣旨とは異なる規制となる恐れがあり、目標設定をすべきものではない。</p>	1	<p>発生抑制の目標値は、産業活動への過度な制約とならないよう留意して、審議会の議論を経て、設定が適切・可能なものから設定しています。食品廃棄物等には、商品の製造過程で発生する「残さ」だけではなく、余剰在庫や売れ残り等によるものも含まれており、「茶、コーヒー、果汁などの清涼飲料」についてもこのような発生抑制が可能なものについて取り組んでいただきたいと考えております。</p>